

みやしん

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へのローンです。

生活資金支援ローン

【お取扱期間】令和2年8月3日（月）～令和2年12月30日（水）

固定金利

年 4.0%



●ご利用いただける方：以下の条件をすべて満たす個人の方

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方
- ・満 20 才以上で、安定した収入のある方
（パート・アルバイト等の方を含みます）

※勤務先が休業中の場合、休業後の復職および

安定継続した収入の見込みがあれば可

- ・しんきん保証基金の保証を受けられる方
- ・当金庫の地区内に住所を有する方または勤務されている方

●お使いみち：新型コロナウイルス感染症の影響による収入の

減少等によって申込人が必要とする生活資金

（事業性資金、投機的資金、税金支払資金、転貸資金等除く）

●ご融資金額：50 万円以内（1万円単位）

●ご利用期間：3ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位）

●ご返済方法：毎月元金均等、または元利均等返済

（融資金額の 50% 以内につき 6 ヶ月毎のボーナス返済
併用可）

●利用回数：お1人様につき1回限り

●保証会社：一般社団法人しんきん保証基金

●保証人：原則必要ありません

※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要
となる場合があります。

●担保：必要ありません。

※審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

お申込・お問い合わせは、最寄りの各店へお問い合わせ下さい。

- | | | |
|-----------------------|----------------------|---------------------|
| ●本店営業部 ☎022-221-2173 | ●宮城野支店 ☎022-236-0411 | ●名取支店 ☎022-382-5141 |
| ●若林支店 ☎022-286-2135 | ●高砂支店 ☎022-258-0767 | ●古川支店 ☎0229-23-6411 |
| ●苦竹支店 ☎022-284-0221 | ●袋原支店 ☎022-241-8711 | ●亘理支店 ☎0223-34-8788 |
| ●保春院前支店 ☎022-286-3305 | ●大野田支店 ☎022-246-2111 | |
| ●小松島支店 ☎022-233-7191 | ●八乙女支店 ☎022-375-3311 | |

あなたの夢をみやしんで



宮城第一信用金庫

令和2年8月3日現在

令和2年8月3日現在

商品名 (愛称)	みやしん生活資金支援ローン
-------------	---------------

お取扱期間	・令和2年8月3日(月)から令和2年12月30日(水)申込受付分
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方 ・満20才以上で、安定した収入のある方(パート・アルバイト等の方を含みます) (勤務先が休業中の場合、休業後の復職および安定継続した収入の見込みがあれば可) ・しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・当金庫の地区内に勤務されている方
お使いみち	・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって申込人が必要とする生活資金 (事業性資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金、転貸資金は除く)
ご融資金額	・1万円以上50万円以内(1万円単位)
ご利用期間	・3ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)
ご融資利率	・固定金利 年4.0%
お持ち頂く書類	・本人確認書類 (運転免許証、その他当金庫所定の本人確認規定要領による書類)
ご返済方法	・毎月元金均等、または元利均等返済 (融資金額の50%以内につき6ヶ月毎のボーナス返済併用も可能)
元金据置	・最長1年間の元金返済据置可
利用回数	・お1人様につき1回限り
保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
保証人	・原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります。

担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要ありません
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料は当金庫所定 ・ 保証料は必要ありません（金利に含まれております）
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは総務部（9時～17時、電話：022-221-2175）、までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、業務部（9時～17時、電話：022-221-3061）若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 尚、仙台弁護士会の仲裁センター等（022-223-1005）に直接申し立てていただくことも可能です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・ その他、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。

宮城第一信用金庫